

★英植民地の又貸しに No! 米軍事戦略に大きな打撃

国際司法裁判所がチャゴス諸島問題で歴史的な勧告意見

—人民の意思を無視した基地建設は不当—

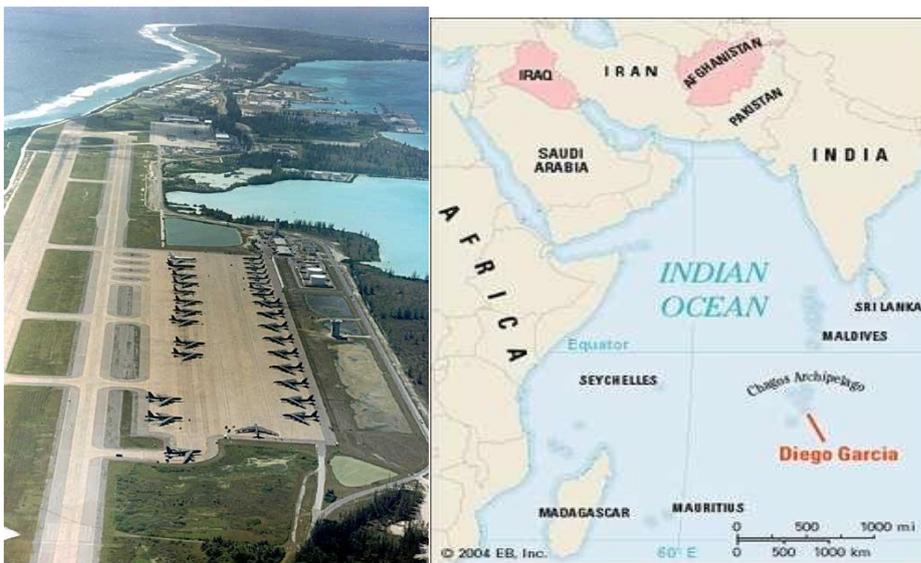
高林敏之（早稲田大学・立教大学講師、日本 AALA 常任理事）

インド洋の軍事基地化された小さな島をめぐる、国際司法裁判所（ICJ）がさる2月25日に、米国の軍事戦略に打撃を与える歴史的な法的判断を下しました。英国が1968年の独立に先立ちモーリシャスからチャゴス諸島を行政的に分離した措置の法的妥当性につき、2017年6月の国連総会決議（賛成94、反対15、棄権65の賛成多数により採択）によって勧告意見を求められていたICJは、この措置の正統性を否定し、同諸島を可能な限り早急にモーリシャスへ返還するよう裁定したのです。

この勧告意見をうけて国連総会は5月、モーリシャスの脱植民地化を完遂するためにチャゴス諸島の早急な返還を求める決議を採択しました（賛成116、反対6、棄権56）。

チャゴス諸島／ディエゴ＝ガルシア問題とは

もともと無人島だったチャゴス諸島は、1814年から1965年まで英植民地モーリシャスの一部として統治され、農園労働力として移住したアフリカ・マレー・インド系の人々の混血である「クレオール」と呼ばれる民が定住しました。



基地化されたディエゴ＝ガルシア島とその位置

（モーリシャス Mauritius とチャゴス諸島 Chagos Archipelago／ディエゴ＝ガルシア Diego Garcia 島。） ©Encyclopedia Britannica

ところがアフリカにおいて脱植民地化が進展する中、英国は1965年、チャゴス諸島を一方的にモーリシャスの領域から切り離れたうえで、66年に米国による主島ディエゴ＝ガルシア島の軍事利用を50年間(終了の通知がない場合は20年ごとに自動更新)認める協定を結んだのです。その後、英国は約1500人の島民たち全員を強制退去させ、ディエゴ＝ガルシア島を基地の島に作り変えました。今や同島は米軍によるイラクやアフガニスタンなどへの攻撃拠点として有名になり、「対テロ戦争」に関わる米中央情報局(CIA)の一時拘留施設や、核兵器貯蔵にも利用されたと言われます。

そんな故郷への帰還・再定住を求めて旧島民たちは英国で裁判闘争を闘い、モーリシャスはチャゴス諸島の返還を求めてきました。アフリカ連合(AU)や非同盟運動も返還を一貫して要求してきました(上記2件の国連総会決議に賛成した国の大多数は、アフリカをはじめとする非同盟諸国です)。2016年に米英のディエゴ＝ガルシア島貸借協定が更新されたことを受けて、モーリシャス政府はついにICJ勧告意見を請求するに至ったのです。審理ではAUの法務顧問もモーリシャス政府を全面的に支援しました。

脱植民地化の完遂を義務づけた勧告意見

今回の勧告意見は、1965年のチャゴス諸島分離措置を「関係人民の自由かつ真正な意思表示」に基づかない「不法な分離」であり、1960年国連総会決議1514号「植民地独立付与宣言」、特に植民地諸国の領土保全の破壊を禁じた第6項を侵害するものであると認定しました。よって英国の同諸島に対する継続的な施政は「違法行為」であり、「可能な限り早急にチャゴス諸島の施政に終止符を打つ義務」を負うとして、モーリシャスの脱植民地化を完遂するために同諸島の返還を求めたのです。

英国は「勧告意見」に法的拘束力はないと主張していますが、ICJの法的判断が確定したことにより、同島の基地廃絶を求める国際的圧力が強まることは必至です。

日本への影響はあるのか

なお、日本は2017年6月の国連総会決議に反対、今年5月の総会決議に棄権しました。対米・対英関係への配慮はむろんのこと、リアンクール岩礁(韓国名「独島」、日本名「竹島」)の帰属問題や、沖縄の米軍基地問題を意識した投票行動だと思われれます。

日本は「竹島」問題のICJ付託を一貫して主張してきましたが、ICJがこの問題をチャゴス諸島問題と同様に「旧植民地国家への領土返還」の問題として取り扱うなら、韓国の領有権が正統化される可能性があります。日本が韓国の外交主権を剥奪し植民地化する過程で、1905年にこの島を一方的に編入した歴史的事実は拭えないからです。

また、勧告意見が「関係人民の自由かつ真正な意思表示」を重視している点に照らすと、沖縄における米軍政下での基地設置も、日米の政府間取極めによる米軍基地の維持も、さらには度重なる選挙や住民投票により表明された民意を無視して強権的に推進される辺野

古新基地の建設も、すべて沖縄人民の自決権を無視した違法なものに見なされるでしょう。今回の ICJ 勧告意見は、日本にも鋭い刃を突きつける可能性をはらむものです。
(了)